

環境保全型農業の推進

令和7年2月

農林水産省

農業環境対策課

1 みどりの食料システム戦略（全体概要）

- 農林水産省においては、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため、令和3年5月にみどりの食料システム戦略を策定。

みどりの食料システム戦略（概要） ～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～ MIDORI Strategy for Sustainable Food Systems

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、

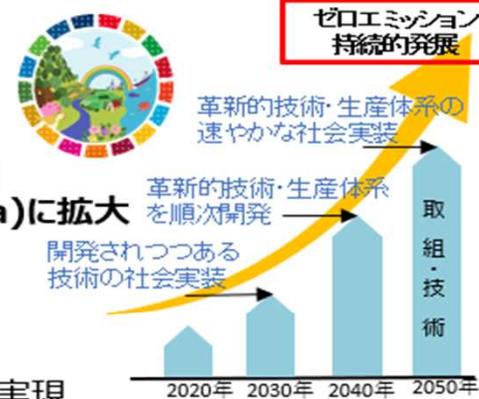
今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



期待される効果

経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

2 みどりの食料システム法の運用状況

- みどりの食料システム戦略の実現に向け、令和4年に**みどりの食料システム法**が成立。
- 同法の計画認定を受けることで、税制・融資の特例措置や各種補助金の採択ポイント加算などのメリット措置が受けられる。
- 令和6年12月末時点で、46都道府県で計**19,000以上の経営体が認定**を受けている。

みどりの食料システム法 施行（令和4年7月1日） 施行令・施行規則等も施行

国の基本方針 公表（令和4年9月15日）

告示・事務処理要領・申請書様式、ガイドライン等も併せて公表

○ **令和4年度中に全都道府県で基本計画が作成**

令和5年度から都道府県による
**環境負荷低減事業活動に取り組む
農林漁業者の計画認定が本格的にスタート**

○ **46道府県で計19,000以上の経営体を認定**
(令和6年12月末時点)

○ **24道県53区域で特定区域を設定**
特定計画が2県3区域で認定

○ **有機農業を促進するための栽培管理協定が
茨城県常陸大宮市で締結（令和6年12月時点）**

生産現場の環境負荷低減を効果的に進めるため、
現場の農業者のニーズも踏まえ、
**環境負荷低減に役立つ技術の普及拡大等
を図る事業者の計画を認定**



リモコン草刈機の普及



可変施肥田植機の普及



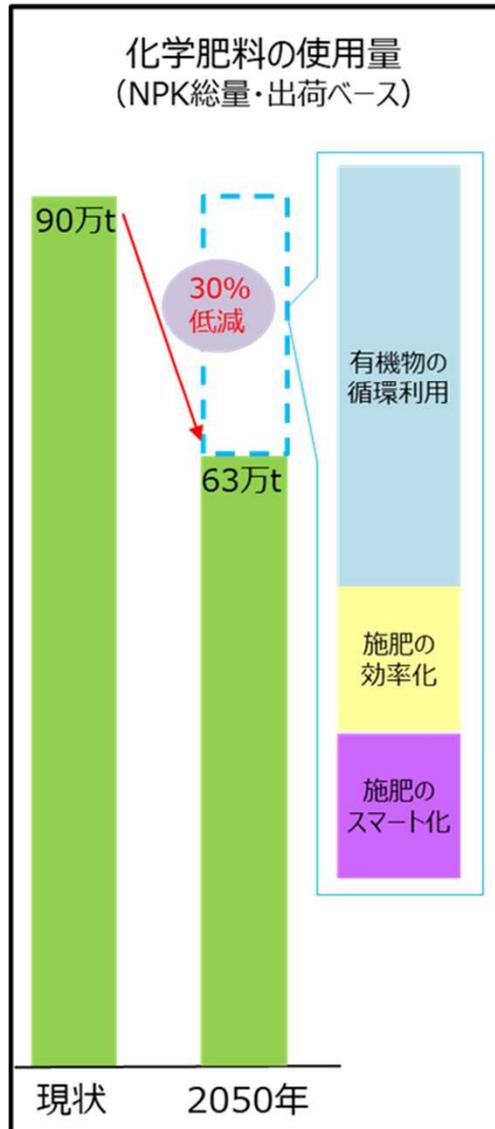
堆肥散布機の普及

○ **86の事業者を認定（令和6年12月時点）**

引き続き、農林漁業者・事業者の計画認定を拡大するとともに、みどり投資促進
税制、融資の特例、予算事業の優先採択等により、環境負荷低減の取組を推進。

3 みどりの食料システム戦略（化学肥料使用量の低減）

- みどりの食料システム戦略において、「2050年までに輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減する」との目標を掲げ、**有機物の循環利用**や、**施肥の効率化・スマート化**を推進。さらに、「2030年までに化学肥料の使用量を20%低減する」との中間目標を設定。



1 有機物の循環利用

たい肥の投入による生産性の向上を実証し、農家のたい肥利用を促進するとともに、たい肥の高品質化・ペレット化技術等の開発や広域流通なども進め、耕種農家が使いやすいたい肥等がどこでも手に入る環境を整備することで、たい肥等による化学肥料の置換えを進める。

目標達成に向けた技術開発

- ・たい肥の製造コスト低減・品質安定化技術や低コストなペレット化技術
- ・污泥等からの肥料成分（リン）の低コスト回収技術

目標達成に向けた環境・体制整備

- ・たい肥による生産性向上効果を現場で実証しつつ取組を拡大[持続可能な生産技術への転換を促す仕組みや支援を検討]
- ・地域の有機性資源の循環利用システムの構築 (たい肥の高品質化・ペレット化、たい肥を原料とした新たな肥料の生産、広域流通体制 等)

2 施肥の効率化・スマート化

土壌や作物の生育に応じた施肥や作物が吸収できる根圏への局所施肥等で施肥の無駄を省き効率化するとともに、データの蓄積・活用により最適な施肥を可能にする「スマート施肥」を導入する。

目標達成に向けた技術開発

- ・ドローンや衛星画像等を用いて、土壌や作物の生育状況に応じて精密施肥を行う技術
- ・土壌や作物などのデータを活用したスマート施肥システム
- ・有機物なども活用した新たな肥効調節型肥料、土壌微生物機能の解明と活用技術

目標達成に向けた環境・体制整備

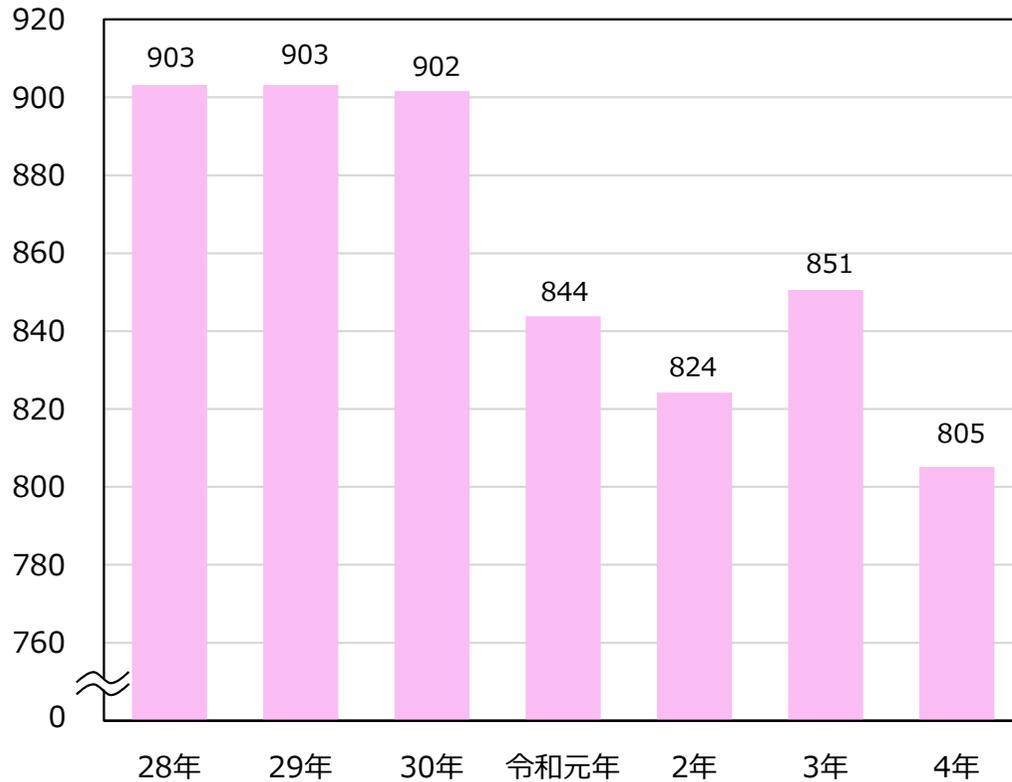
- ・土壌分析に基づく施肥の実践、ドローン等を用いた精密施肥技術の現場実証や農業者への機械導入
- ・土壌や作物などのデータを地域や各システムを越えてビッグデータ化
- ・スマート施肥システムによるデータに基づく最適施肥の実現

4 化学肥料の国内需要量及び施肥量

- 化学肥料の国内需要量は減少傾向。平成28年と比較して、令和4年は約11%減少。
- 10a当たり施肥量も減少傾向。平成28年と比較して、令和4年は約7%減少。

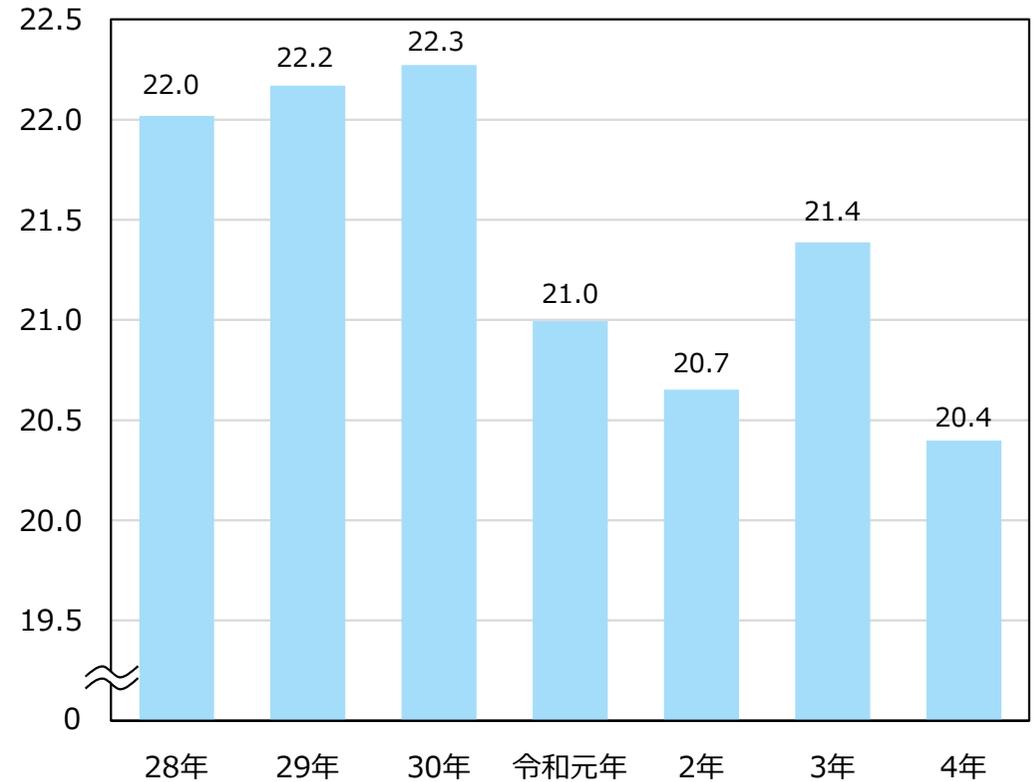
(成分千t)

化学肥料の国内需要量



(成分kg/10a)

10a当たり施肥量



資料：農林水産省調べ

5 施肥量低減の取組

- 土壌診断に基づく適正施肥の現場導入やスマート農業技術等を活用した**施肥低減技術（局所施肥、可変施肥）の導入・実践**を推進。
- 化学肥料の使用量低減に資する**技術の実証を支援**するとともに、**栽培マニュアルの公表等により取組の横展開**を推進。
- 普及指導員のほか、関係団体においても土壌診断・施肥に関する**技術者を養成**。

施肥低減技術の例

○ 局所施肥

作物の根が利用しやすい位置に肥料を集中的に施す技術。施肥量の低減や労働時間の短縮が期待できる。

○ 可変施肥

作物の生育データ等から推定したほ場内の地力のばらつきに応じて、**施肥量を変える技術**。生育ムラの改善や施肥量の低減が期待できる。



局所施肥機

技術導入の実証支援

- ・ 「グリーンな栽培体系への転換サポート」※により、**化学肥料の使用量低減に資する局所施肥や可変施肥等の栽培技術の実証を支援**。（112地区〔2023年度までの累計〕）
- ・ 実証が終了した地区では成果を栽培マニュアル等に取りまとめて普及段階に移行。（55地区〔2023年度までの累計〕）

※みどりの食料システム戦略推進交付金の事業メニュー

技術の導入事例

○ レタス生産者（香川県）

畝の上層への局所施肥により、レタスの球を同等に保ちつつ、**肥料の使用量を20%低減**。

○ キャベツ生産者（北海道）

可変施肥マップを活用し、キャベツの収量を維持したまま、**肥料の使用量を30%低減**。

○ 小麦生産者（北海道）

小麦の生育時期ごとに可変追肥を行い、**収量8.7%増加、肥料の使用量10.2%低減**を達成。

※令和5年度グリーンな栽培体系への転換サポート事業及び令和元年度・令和2年度スマート農業実証プロジェクトの事業実績より

施肥指導体制の現状

○ 普及指導員による施肥指導

- ・ 普及指導員に対して、土づくり・施肥削減に関する実践技術に関する研修を実施

○ 施肥診断技術者（全国農業協同組合連合会）

- ・ JA職員等で、土壌診断業務に従事し、施肥設計を策定しようとする者（約13,050名、R6.9月末現在）

○ 施肥技術マイスター・シニアマイスター（全国肥料商連合会）

- ・ 施肥技術、栽培技術に関する知識を有する者（2,097名、R2.7月現在）

○ 土壌医（日本土壌協会）

- ・ 土壌医検定は、1級（土壌医）、2級（土づくりマスター）、3級（土づくりアドバイザー）に区分される。（令和3年度合格者：1,199名、令和4年度合格者：1,250名）

6 環境保全型農業直接支払交付金の制度の概要

- 農業者等が実施する**化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組**と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動**に取り組む場合に支援を実施。
- 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動として、全国共通の取組のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を設定して支援の対象とする**地域特認取組**を都道府県の申請に基づき設定し、支援を実施。

対象となる取組

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組

+

+

地球温暖化防止に効果の高い営農活動



有機農業



堆肥の施用



緑肥の施用

等

土壤中に炭素を貯留し、地球温暖化防止に貢献

生物多様性保全等に効果の高い営農活動



有機農業



総合防除

等

様々な生物を地域で育み、生物多様性保全に貢献

交付単価 (R7年度～)

※ 令和7年度当初予算概算決定の内容

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000円
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 ^{注1)} に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円
堆肥の施用 ^{注2)}		3,600円
緑肥の施用 ^{注2)}		5,000円
総合防除 ^{注2)}	そば等雑穀、飼料作物以外	4,000円
	そば等雑穀、飼料作物	2,000円
炭の投入		5,000円

地域特認取組

交付単価は、都道府県が設定します。

取組拡大加算

有機農業の栽培指導等によって増加した新規取組面積あたり
4,000円/10a

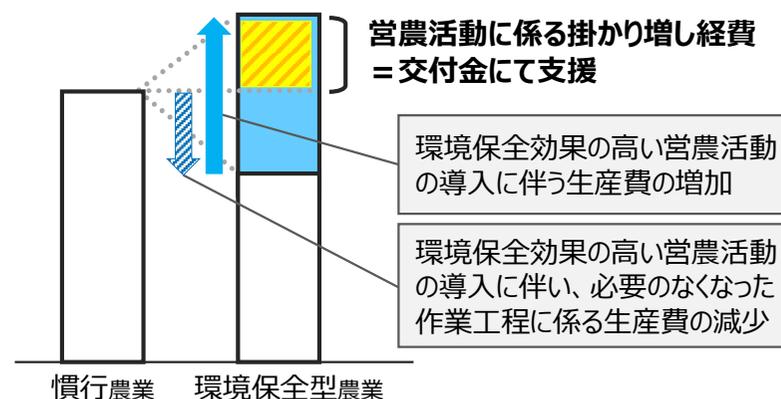
注1) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施。

注2) 主作物が水稻の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。



本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

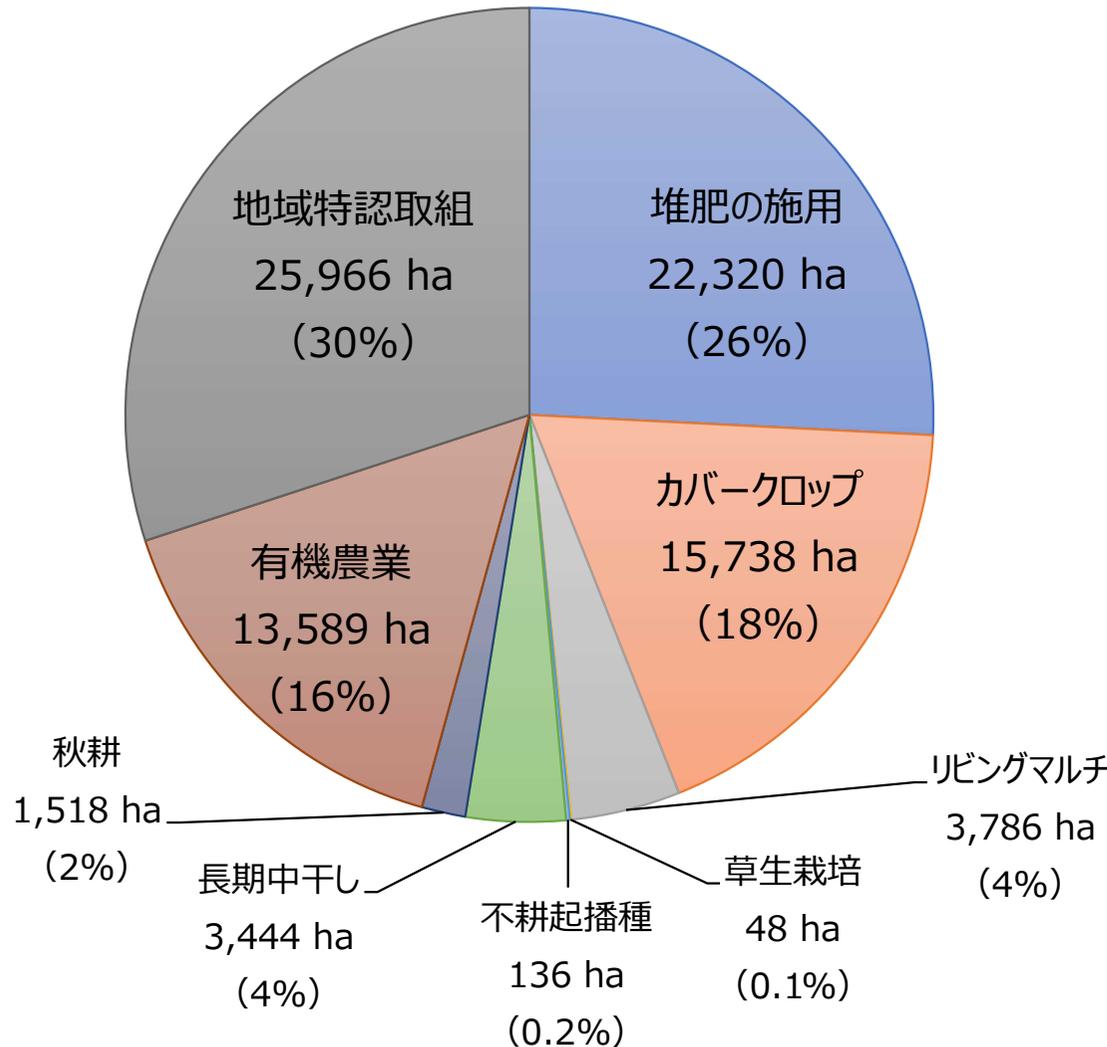
❖ 交付単価は営農活動に係る「掛かり増し経費」に着目して設定



7 環境保全型農業直接支払交付金の実施状況

- 令和5年度の環境保全型農業直接支払交付金の**実施面積は約8.7万ha**。
- 平成30年度は、複数取組支援の廃止や天候不順等により、取組面積は平成29年度と比較して約9,600ha減少したが、**令和元年度以降、実施面積は増加している**。

支援対象取組別の実施面積割合（令和5年度）



実施件数、実施市町村件数、実施面積、交付金額

年度	実施件数	実施市町村数	実施面積 (ha)	交付金額 (百万円)
令和5年度	3,245	877	86,545	4,826
令和4年度	3,163	852	82,803	4,605
令和3年度	3,144	846	81,743	4,502
令和2年度	3,155	841	80,789	4,451
令和元年度	3,479	887	79,839	4,543
平成30年度	3,609	885	79,465	4,514
平成29年度	3,822	899	89,082 うち2取組目 6,852 ha	4,587
平成28年度	3,740	888	84,566 うち2取組目 6,539 ha	4,578
平成27年度	4,081	872	74,180 うち2取組目 6,389 ha	4,213

(参考) 前身事業：環境保全型農業直接支援対策

平成26年度	15,920	931	57,744	3,396
平成25年度	15,240	918	51,114	3,082
平成24年度	12,985	885	41,439	2,996
平成23年度	6,622	773	17,009	1,331

※ 交付金額は、国と地方公共団体が交付した額の合計
(交付割合 国：地方公共団体 = 1：1)

8 環境保全型農業直接支払交付金における水質保全効果の高い取組への支援

- これまで、**滋賀県の地域特認取組**として、**緩効性肥料の利用による水質保全に効果の高い営農活動への支援**を実施。
- 緩効性肥料の利用により、農地からの**全窒素流出負荷を低減する効果**。
- 一方、緩効性肥料のうち樹脂製の被膜を用いた被膜肥料については、被膜殻がほ場から流出した場合には海洋汚染等の原因になることが懸念。現在実施している取組においても被膜殻の流出防止対策を取組実施の要件としているが、**樹脂製の被膜殻が発生しない代替技術への転換を図っていく必要**。

<水質保全の取組事例> 滋賀県の地域特認取組「緩効性肥料の利用および長期中干し」

対象作物

水稻（飼料用は除く）

交付単価

4,000円／10a

取組内容

窒素成分を含む化学肥料の**おおむね全量**を**緩効性肥料**で農地に施用
（+生育中期に14日以上の中干しを実施）

なお、**緩効性肥料の被膜殻の流出防止対策**として以下の全てを実施している。

- ① あぜ塗り等による漏水防止対策
- ② 浅水代かき等により田植前の強制落水を行わない水管理
- ③ 本田を確認し、被膜殻の回収に努める

水質保全効果

緩効性肥料を利用した場合、普通化成肥料と比べて**農地からの全窒素流出負荷**が低減される。



緩効性肥料を施用

令和7年度からの次期対策においては、取組の見直しを行い、**樹脂製の被膜を用いていない緩効性肥料の農地の施用について支援を実施**する方向で検討を進めており、水質保全効果を更に高めていく方針